

鹿屋体育大学教員の人事に関する規則

	平成16年 4月 1日
	規則 第21号
改正	平成18年 2月 2日
	規則 第1号
	平成19年 3月 1日
	規則 第2号
	平成27年 3月 31日
	規則 第25号
	平成30年 3月 29日
	規則 第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項、第8条第1項、第9条第3項、第10条第3項及び第44条第2項の規定に基づき、教員の人事に関し必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規則において、教員とは教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
2 その他用語の定義については、鹿屋体育大学事務系職員の人事に関する規則（以下「事務系職員人事規則」という。）第2条の規定を準用する。

(採用及び昇任)

第3条 教員の採用及び昇任は、選考により学長が行うものとする。
2 前項の選考の方法等については、鹿屋体育大学教員選考規則で定める。

(任期を定めた採用)

第4条 前条に規定する教員の採用において、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づく任期を定めて採用することがある。
2 前項の任期を定めて採用する教員の職種、手続、その他必要な事項については、鹿屋体育大学教員の任期に関する規則で定める。
3 就業規則第13条第3号の規定は、任期を定めて採用された教員の任期が満了したときについて準用する。この場合において、同号中「期間」とあるのは「任期」と、「満了したとき」とあるのは「満了したとき（再任されたときを除く。）」と読み替えるものとする。

(配置換及び出向)

第5条 教員は、学長が行う審査の結果によるものでなければ、その意に反して配置換又は出向を命じられることはない。
2 学長は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 3 学長は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後7日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 学長は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、学長が定める。

(降任、解雇及び懲戒)

第6条 教員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、降任とすることができる。

- (1) 勤務状況又は勤務成績が不良な者
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者
 - (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- 2 教員に対する前項の規定による降任、又は就業規則第17条の規定による解雇、若しくは就業規則第49条の規定による懲戒は、学長が行う審査の結果により行うものとする。
 - 3 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(研修)

第7条 教員には、研修を受ける機会が与えられるものとする。

- 2 教員は、職務に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
- 4 前2項の規定により研修を行った教員は、当該研修の内容について学長に報告するものとする。

(準用)

第8条 事務系職員人事規則第8条、第9条及び第13条から第16条の規定は、教員の人事について準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18.2.2規則第1号)

この規則は、平成18年2月2日から施行する。

附 則 (平19.3.1規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.31規則第25号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平 3 0 . 3 . 2 9 規 則 第 2 0 号）
この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。